令和6年度日本大学大学院法務研究科 既修者単位認定試験 刑事訴訟法 出題趣旨及び採点基準

1 出題趣旨

本問は、問題1において、捜査法分野における基本的な知識である各種の逮捕のうち、準現行犯逮捕と緊急逮捕について、その知識・理解を問うとともに、問題2において、訴因変更の可否の基準の基本的学識を問うものである。具体的には、問題1では、まず、準現行犯逮捕は犯人と犯罪の明白性ゆえに令状主義の例外とされていること、緊急逮捕は事後的に裁判官の令状審査が必要なものであること等の基本的性格の違いを踏まえた上で、前者と後者との相違点を、条文に則して指摘させた上、具体的事案についてその当てはめを説明させることを求めている。また、問題2では、訴因変更の可否についてその判断基準を説明させるとともに、窃盗とその被害品を対象とする器物損壊という具体的事案について、その当てはめをさせることにより、訴因変更の趣旨の理解の程度を問うている。 いずれも刑事訴訟法の基本的な学識の有無及びその適用能力を試す問題である。

2 採点基準

【問題1】

(1) 相違点(30点)

以下の要件等の検討がされているかどうかを評価する。

被疑事実(対象犯罪)の要件

嫌疑の程度 犯人と犯罪の明白性と充分な理由

時間的(場所的)近接性・いわゆる各号要件

緊急性

逮捕権者

逮捕後の手続

(2) 当てはめ(20点)

以下の点の検討内容を評価する。

- ア 準現行犯逮捕の要件欠如(10点)明白性、近接性、各号要件の検討等
- イ 緊急逮捕(10点)

被疑事実の法定刑、充分な理由、緊急性の検討等

【問題 2 】

(1) 訴因変更の可否の判断基準(30点)

訴因変更の制度の趣旨、そこから導かれる判断基準(例えば基本的事実同一性説に基づくもの)の説明内容を評価する。

(2) 同請求に対する許可の適法性(20点)

日時、場所の近接性、被害品の同一性、両罪の罪質の類似性、それらの評価、非両立性(共罰的事後行為)などの検討内容、論理性を評価する。

以上